

「共生社会の理念に賛同する企業・団体」シンボルデザイン応募要領

1 目的

東京都は、障害のある人もない人も、お互いを尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生活する社会の実現に向け、障害及び障害者理解への取組等を行う企業・団体を募集し、「共生社会の理念に賛同する企業・団体」として登録・公表する事業を実施します。

登録企業・団体が賛意を表すシンボルデザインを以下のとおり募集しますので、奮ってご応募ください。

2 募集概要

(1) 募集内容

共生社会の理念に賛同する企業・団体のシンボルデザイン

※「5 シンボルデザインの条件」をご確認ください。

(2) 応募資格

都内に在住・在勤の方

(3) 応募時の注意事項

ア グループでの応募もできますが、その場合は代表者1名を決め、その方が応募の手続きをしてください。

イ 未成年（18歳未満）の方は、制作者の意思により親権者が応募してください。

ウ 被後見人等の理由により、制作者本人が応募できない場合は、法令に基づく代理権を有する者に応募を委任してください。

エ 親権者、法令に基づく代理権を有する者が応募した場合は、その方の氏名及び連絡先を記載してください。

(4) 募集期間

令和7年9月25日（木曜日）から令和7年11月9日（日曜日）まで

(5) 応募点数

1人（1グループ）につき2点までとします。

グループの代表者として応募した場合は、個人としての応募はできません。

(6) シンボルデザインの使途

シンボルデザインのステッカーを作成し、「共生社会の理念に賛同する企業・団体」として登録を受けた企業・団体に送付し、オフィスや店舗等の優先スペース等で掲出いただきます。そのほか、デザインデータを名刺への刷り込み等（無償で配布又は掲示するものに限る）に活用いただきます。

その他、東京都においても、本事業の実施や広報目的の範囲内で活用します。

3 応募方法

(1) 応募用紙

以下の東京都福祉局のホームページからダウンロードできます。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai_shisaku/kyouseishakai_kyodoji_gyo_chousa

所定の応募用紙以外を使用する場合は、白色の用紙に、概ね縦 200 mm×横 200 mmに収まるシンボルデザイン案を記載するとともに、応募用紙にある記載事項を漏れなく記載してください。

(2) 提出方法

ア 申込フォーム（jpg/png/pdf 10MB 以内）

次の URL の申込フォームより提出してください。

URL：<https://logoform.jp/f/QPG4Q>

イ 電子メール（jpg/png/pdf 10MB 以内）

応募作品を添付し、「14 応募先・問合せ先」記載のメールアドレスに送信してください。なお、メールの件名は「共生社会の理念に賛同する企業・団体シンボルデザイン応募」としてください。

メールには、必要事項を記載した応募用紙（申込者情報等）を添付してください。制作意図は、メール本文に記載していただくか、応募用紙（制作意図）をメールに添付してください。

※申込フォーム及び電子メールにてデータ形式やサイズにより送付が困難な場合は、下記のとおり郵送いただくか、事務局へお問い合わせください。

ウ 郵送（※令和7年11月9日（日曜日）必着）

「共生社会の理念に賛同する企業・団体シンボルデザイン在中」と封筒表面に記載の上、応募用紙、応募作品を「14 応募先・問合せ先」記載の住所に郵送してください。デザインの部分を折らずに提出してください。

4 シンボルデザインの条件

- (1) 「1 目的」に基づき、障害のある方がシンボルデザインにより援助や配慮が受けやすいと感じられるようなデザインとしてください。
- (2) 色彩に制限はありませんが、採用された場合、色彩の変更（白黒）やサイズの変更を行った上で使用場合があります（「2(6)シンボルデザインの用途」参照。）。
- (3) 形状は自由ですが、縦横比は 1:1 程度とし、縦 10 mm×横 10 mmのサイズに縮小しても、見やすくわかりやすいものにしてください。
- (4) 応募の際の下地は白色としてください。
- (5) 独自にデザインした、国内外において未発表の作品で、第三者が有する著作権等の権利を侵害しないものに限ります。他のコンクール等との同一作品での重複応募は認められません。また、イラスト制作ソフトの使用は可としますが、生成的人工知能（生成 AI）は、

使用しないでください。

(6)公序良俗に反する表現を含めないでください。

5 選考方法

外部有識者等で構成される審査委員会による選定の上、インターネットによる都民投票にて決定します。都民投票の候補となった作品の応募者には、事前にご連絡します。

6 結果発表

令和7年12月上旬（予定）に採用者に通知するとともに、都ホームページ等で発表します。

7 応募に関する注意事項

- (1) デザインの制作や応募に係る費用等は、応募者の負担とします。
- (2) 応募作品の元データや写しは、採用作品の発表まで保存してください。
- (3) 応募作品は提出後に修正することはできません。また、応募作品は返却しません。
- (4) 選考過程や選考結果及び選考理由に関する問合せには応じられませんので、あらかじめ御了承ください。
- (5) 選考結果を発表するまで、提出したデザイン案を他者に公表しないでください。
- (6) 都民投票の候補作品（以下、候補作品という。）は、候補者と協議、同意の上、デザインや色彩等を一部変更・修正させていただく場合がございます。また、手書きの作品が候補作品となった場合は、作画内容を踏まえて、その内容について候補者と協議、同意の上、電子データに変換します。
- (7) 都民投票の際には、候補者の同意を得た上で、作品に併せて制作意図を掲載する可能性があります。
- (8) 採用作品の発表の際には、応募時に記載いただいた「公表時の氏名」及び制作意図を、採用者の同意を得た上で公表します。
- (9) 採用作品は色彩の変更（白黒）やサイズの変更を行った上で使用する場合がございます（「2(6)シンボルデザインの使途」参照。）。

8 著作権等の権利に関する事項

- (1) 採用作品の著作権及び制作意図の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は東京都に移転されるものとします。また、都民投票の候補作品及びその制作意図についても、本応募要領に規定する範囲内での改変及び公表等の権利は東京都に移転されるものとします。
- (2) 採用作品及び都民投票の候補作品に係る著作者人格権についても、これを行使しないものとします。

9 免責、損害賠償

応募作品について、第三者から、権利侵害等の損害賠償を請求された場合は、著作者自らの責任と費用をもってこれを解決するものとします。

10 その他注意事項

- (1) グループで応募する場合は、共同制作者全員の同意を得てから応募してください。
- (2) 応募にあたっては、本応募要領全ての項目への同意が必要となります。同意が得られない場合は採用作品、候補作品として選定しない場合がございます。
- (3) 応募内容に虚偽の記載があった場合や、提出期限を過ぎた場合は採用作品、候補作品の対象とはなりません。選考中に連絡が取れない場合についても、採用作品、候補作品の対象外となります。
- (4) 法令の規定に反する場合や、誹謗中傷を含むもの及び既発表のものと同じまたは酷似している場合、第三者の知的財産権の侵害となる場合（応募後に侵害となった場合を含む）、その他本応募要領に反する場合は、採用作品、候補作品の対象とはなりません。また、採用後であっても、これらの条件に反していることが判明した場合は、結果発表後であっても採用は無効となります。内容によっては、損害賠償請求等を行うことがあります。
- (5) 親権者や法令に基づく代理権を有する者の連絡先が記載されている場合は、著作権に係る各種手続きはその方と行います。

11 個人情報に関する事項

応募に係る個人情報は厳重に管理し、応募内容の確認、作品の選考、選考結果通知、採用作品及び候補作品の発表、表彰等のために使用し、目的外での使用や、正当な理由なく第三者へ開示することはありません。

12 その他

本要領に取り決めのない事項については、東京都の判断により決定します。

13 応募先・問合せ先

「共生社会の理念賛同企業・団体」事務局（TSP 太陽株式会社内）

電 話：080-9689-7574（平日 午前 10 時から午後 5 時まで（祝日を除く。））

メー ル：info@kyouseishakai.com